

○大和市生涯学習振興補助金交付要綱

平成 21 年 3 月 31 日告示第 81 号

大和市生涯学習振興補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市内の生涯学習を振興するために、大和市基金条例（平成 19 年大和市条例第 11 号）第 1 条第 8 号に規定する生涯学習振興基金を活用して、当該年度の予算の範囲内で交付する補助金について、大和市補助金交付規則（昭和 42 年大和市規則第 21 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象となる事業等)

第 2 条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 市内を中心に活動する市民及び団体が行う事業
- (2) 市民を対象に実施する事業
- (3) 文化、芸術及び生涯学習に関する事業
- (4) 事業の実施に係る経費が、200,000 円以上の事業
- (5) 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間に実施する事業

2 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 のとおりとする。

(補助金の限度額)

第 3 条 補助金は、1,000,000 円を上限とし、かつ、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額で、市長が必要と認めた額とする。

(要望手続)

第 4 条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「要望者」という。）は、生涯学習振興補助金交付要望書（以下「要望書」という。）に規則第 4 条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書を添えて、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

(内定及び通知等)

第 5 条 市長は、要望書を受理したときは、選考会議での審査を経て、適当と認めるものにつき、補助する事業及び交付しようとする補助金の額を内定し、生涯学習振興補助金交付内定通知書（以下「内定書」という。）により要望者に速やかに通知するものとする。

2 前項の選考会議の委員は、社会教育委員、教育長及び文化スポーツ部長をもって充てる。

(要望書の取り下げ)

第 6 条 前条第 1 項の規定により内定を受けた要望者（以下「内定者」という。）は、内定者の都合等の理由により当該事業を中止しようとするときは、生涯学習振興補助金内定取下書により速やかに申請を取り下げなければならない。

2 市長は、前項に規定する取下書を受理したときは、生涯学習振興補助金内定取下承認書により内定者に通知するものとする。

(補助事業の計画変更)

第7条 内定者は、内定書を受領した後に補助事業の計画を変更しようとするときは、規則第8条第1項に規定する補助事業計画変更申請書その他市長が必要と認める書類を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受領したときは、これを審査し、変更を承認することを決定したときは、規則第8条第2項に規定する補助事業計画変更承認通知書により内定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の場合において第5条第1項の規定により内定した補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して承認することができる。

(申請手続)

第8条 内定者は、生涯学習振興補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)に規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書を添えて、市長が別に指定する日までに市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付申請書に添付する規則第4条に規定する補助事業計画書及び補助事業収支予算書が、要望書又は第7条第1項に規定する申請書に添付したものと内容に変更がないときは、これを省略することができる。

(決定及び通知)

第9条 市長は、交付申請書を受領したときは、これを審査し、適当と認めるものにつき、第3条に規定する補助金の限度額を超えない範囲において補助金の額を決定し、生涯学習振興補助金交付決定通知書により内定者に速やかに通知するものとする。

(補助金の交付時期)

第10条 補助金は、当該補助事業が申請のとおり完了したことを確認した後に交付するものとする。

(補助の制限)

第11条 この要綱により補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた年度の翌年度以後3年間は、補助の対象としない。

(様式)

第12条 この要綱により使用する様式は別表第2のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年5月22日告示第108号)

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の大和市生涯学習振興補助金交付要綱第5条第1項の規定による内定を受けている補助事業に係る手続等については、なお従前の例による。